



2022. 3. 10.

ワイン醸造実務ニュース（Oe-3 / 2022）

亜硫酸水素カリウム液の扱い、及びリン酸塩類の物質名についての明確化

ワイン醸造実務ニュース Oe-2/2022 でお知らせしました標記の件につき、意見募集が終了し 2022 年 3 月 8 日付けで、これらに関する告示及び解釈通達が改正されています。

国税庁では、添加物「亜硫酸水素カリウム液」を酒類の製造・保存に、また酒類の製造に使用可能である「リン酸塩類」の物質名について明確化するため、告示等の改正に係るパブリック・コメント（令和 4 年 1 月 14 日～令和 4 年 2 月 14 日）を実施していました。この意見募集が終了し標記の改正が行われています。

国税庁 H/P から確認して下さい。

告示：<https://www.nta.go.jp/law/kokuji/r0408/01.htm>

法令解釈通達：<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sake/2-02.htm>

（酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 「第 3 条その他用語の定義」のページになります。
第 7 項で確認してください）

<詳しくは「ワイン醸造実務ニュース Oe-2 / 2022」を参照してください>

以 上

文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生